

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、給排水工事会社の社長さんでした。相談内容は「今まで一人で事業を行っていましたが、2年前に法人化して、



名北協會相談員日誌 104

『ちぢみ企業の 労働110番』です

(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田 博司

全社ちゃんと入らないかんがね!!

労働・社会保険の加入

業員の社会保険（健康保険・厚生年金保険）と労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きをすること。

き内容を次
のように説
明しまし
た。

「一体どうすれば良いでしょ
うか?」とのことでした。
この社長さんは、当協会の
会員で建設業「一人親方」
労災保険特別加入をしてい
ます。そこで、従業員を雇
った場合の保険関係の手續

を「労働保険事務組合」に委託すること、(2)雇用する労働者について保険関係が成立していることが必要でするので、当協会の労働保険事務組合と、関係団体である『社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング』の業務内容をお話しました。

建設業界では、社会保険未加入問題が以前から声高に叫ばれていました。業界内の仕事は、肉体労働が中心の現場です。そのため医療保険や年金など社会保障がなければ安心して働けません。若者の入職者数減少の要因の一つと考えられていました。

いただき、適正な保険に加入し、現場での仕事に集中する事業所もあります。反対に、事業主の理解不足などで適切に保険加入がなされず、建設現場への入場を拒否され、仕事が奪われる状況に陥る場合もあります。

今一度、振り返つて見てみたいのです。

全社労働のこと。
そして、顧問税理士が全ての手続きができると思い込んでいたけれど、新しい現場作業も始まるし、手続き書類が煩雑だからやはり「餅は餅屋」だね。そちらにお願いしたい」と連絡があり、当から「中小事業主等」労災人親方に労災保険特別加入従来通り現場作業に従事するので「一から「中小事業主等」労災人親方」労災保険特別加入従来通り現

月初めて従業員を雇うことになりました。その手続き方法と、もうひとつ、顧問税理士さんから『労災保険も今のままで建設現場で仕事ができない』と言われたのですが、

人親方」労災保険特別加入から「中小事業主等」労災保険特別加入に変更する。

また「中小事業主等」労災保険特別加入をする場合は、(1)労働保険の事務処理

「顧問税理士が全ての手続きができるると思い込んでいたけれど、新しい現場作業も始まるし、手続き書類が煩雑だからやはり『餅は餅屋』だね。そちらにお願いしたい」と連絡があり、当協会で労働保険の事務委託、また社労士法人で社会保険加入手続きを行うこととなりました。

その中で先の電話の事業主のように、社会保険や労災保険等の内容を理解して

社会保険等の加入に関しては、複雑で煩雜な事務処理があります。加入・事務委託については、当協会の「労働保険事務組合」（☎052-1962-0421）及び当協会と一体となつて活動している「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」（☎052-961-0763）をご利用ください。

イラスト・森沢康代